「弁理士法施行規則の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	理工系は文系に比べて、より専門分野に特化した勉強・研究が在学中も就職後も求められる。従って、現行の細分化された選択肢が、上位概念の一般論のような問題になるようであれば、論文式筆記試験選択科目が免除されない大学院卒ではない理工系出身者の合格の機会を著しく狭めかねない。 仮に受験者数が少なく、問題作成の手間とコストがかかる上に民法との調整が困難というのが統廃合の主たる理由であるとしても、年齢性別・日本国籍の有無を問わない国家資格試験の趣旨から、手間とコストは資格取得を希望する者への行政サービスの一環である。今回の統廃合案は国側の都合のみが理由のように思う。10年単位で考えた時に国民と受験を希望する外国人に不利益を及ぼす可能性が高い。	弁理士試験の論文式筆記試験選択科目の選択問題について、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会（令和6年1月）及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会（令和7年3月）における検討に基づき、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を保つため、各科目の基礎的な分野への統合及び他の選択問題において技術的知識を測ることで代替できる選択問題の廃止を実施する必要があると判断されております。見直しの対象となった選択問題は基礎的な内容を中心に出題することで難易度を調整することを考えておりますため、資格取得を希望する者、専門分野に特化した者にとっても著しい負担なく受験することが可能であり、合格の機会を狭めるものではないと考えられます。 いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
2	選択問題を減らし選択問題間の難易度差を公平をめざすという本改正の目的に照らすと、選択問題の統合は、試験範囲が従前の数倍になることから勉強時間も比例して数倍となる。これは本改正の目的に反する。試験範囲が拡大した分問題自体の難易度を下げる必要があると考えられるが、統合後の選択問題の難易度調整について、統合選択問題の試験問題を易しくすることで調整する予定なのか、試験範囲を狭くすることで調整する予定なのか、特許庁の考えを伺う。 試験問題の改正に併せて提案する。基礎物理学という名称は一般に力学のみを指す言葉とは考えない。現行の基礎物理学という選択問題名を力学若しくは古典力学へ変更することを提案する。一つの科目に一つしか選択問題がないという科目が多くなることから、理工１から５という一目で専攻がわからない科目名表記を廃止し、選択問題名を科目名および選択問題名に変更することを提案する。若しくは、理工ⅠとⅡを物理、理工Ⅲを化学、理工Ⅳを生物、理工Ⅴを情報へ変更することを提案する。技術士一次試験のように、論文選択の全分野の問題を一度に出題し、そのうちから規定量の問題を選択して回答する方式を採用することを提案する。また、その際に今回廃止する選択問題を復活させてほしい。今からこの出題方式への検討というのは難しいと思うが、今後の試験制度の参考としていただきたい。	弁理士試験の論文式筆記試験選択科目の選択問題について、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会（令和6年1月）及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会（令和7年3月）における検討に基づき、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を保つため、各科目の基礎的な分野への統合及び他の選択問題において技術的知識を測ることで代替できる選択問題の廃止を実施する必要があると判断されております。見直しの対象となった選択問題は基礎的な内容を中心に出題することで難易度を調整することを考えております。 いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
3	有機化学と無機化学、生物学一般と生物化学等複数の科目を１つに統合されることは、出題範囲が遥かに広くなり、難易度も引き上げられたといわなければならない。選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するのであれば、統合ではなく、出題の際に調整すればできるはずである。	弁理士試験の論文式筆記試験選択科目の選択問題について、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会（令和6年1月）及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会（令和7年4月）における検討に基づき、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を保つため、各科目の基礎的な分野への統合及び他の選択問題において技術的知識を測ることで代替できる選択問題の廃止を実施する必要があると判断されております。見直しの対象となった選択問題は基礎的な内容を中心に出題することで難易度を調整することを考えております。 いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4	現状の受験状況を鑑みた必要な措置と理解する。今回の措置によって選択問題が整理統合された結果、受験者の負担が増えることも予想されるため、選択科目免除者とのバランスが崩れないように配慮していただきたい。また、弁理士試験においては公平性とともに合格者の能力が担保されるよう引き続き運用していただくことを期待する。	本省令案の内容を支持する御意見と理解いたします。 御指摘の点については、引き続き現行の免除制度を維持しつつ、免除制度を利用した者の合格者動向等を確認したいと考えております。

5	＜理工Ⅰについて＞ 　流体力学・土質工学は、他の科目で担保されるとは言い難く、これらの専門性を不要とするメッセージに繋がり、望ましいとは言えない。また、機械・応用力学という分野の枠から、機械力学の科目も出題しても良いのではないか。 ＜理工Ⅱについて＞ 　回路理論の削除に反対する。わが国の特許出願件数は電気機械系が多いところ、回路理論は電気分野の特許出願を扱う上で、重要な分野であり、この分野を削除する合理性はない。回路理論も電気回路と電子回路があるので、電気回路と電子回路として出題した方が良い。 また、基礎物理学と電磁気学は、他の科目とのバランスから維持することは反対する。他の科目は、大学の専門課程で学ぶものが多いところ、基礎物理学と電磁気学の出題内容は大学教養レベルのものが多い。試験の公平性という趣旨からすると、大学１年生でやるような基礎物理学と電磁気学は試験科目から削除するべき。 また、理工Ⅱは、数学・物理となっているが、数学としての問題はないから、数学の記載は削除すべき。 ＜理工Ⅲ・Ⅴについて＞ 　理工Ⅲの改正で、情報基礎（情報理論・計算機工学・通信工学）のようにまとめている趣旨がわからないので、その意図がわかるように記載した方が良い。 もし、情報理論・計算機工学・通信工学のうち２分野以上を回答しなければならない改正だったり、情報理論・計算機工学・通信工学の３分野が常に出題されるとは限らないような変更であると、試験範囲が広範になり、他の区分とのバランスを考えると著しく負担が増加するので、公平性に反するのではないか。 理工Ⅴも同様。 ＜法律（弁理士の業務に関する法律）について＞ 　この区分は廃止して、理工系の専門性がある人材では担保しづらい、意匠や商標に関係する試験科目を設置するべきではないか。 例えば、デザイン概論の出題を出すのはどうか。意匠審査官は、意匠の専門知識を試されているのに、意匠を担当する弁理士がその専門知識を試されてないのはバランスに欠くのではないか。 商標も同様に、ブランド戦略と関係するものであるから、そのような科目を設置するのはどうか。ただし、旧弁理士試験では、商品学等の科目が他の科目より負担が少なかったと指摘されたと認識しており、意匠と商標をセットで出題することでバランスが取れると考える。 　「選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保」という趣旨は理解するが、理工系科目と法律科目は、受験者の属性の前提も大きく異なり、法律科目の受験生の場合、文系の方が多いと思うが、文系の場合、司法試験で知財法を学ぶこともある中で、学ばなかった方が受験者の母集団になる。また、理工系で社会人受験生の場合、エンジニアであれば、エンジニアの実務に直結しやすい内容が出やすい試験問題の科目は解きやすい一方で、学問的な側面が強い科目の場合は、日常実務の経験が反映されることが多いと思われる。さらに、受験生の平均年齢が高いこともあり、長年の経験で問題が解けることがあっても、その問題が簡単だったという評価がなされることは良くない。弁理士試験は、受験生のバックグラウンドは多種多様であり、年齢層もかなり異なる。また、多様な技術分野を担保する人材を確保するためには、社会ニーズがあるのに応募者が少ない分野は多少問題が簡単になっても良いという考え方もある。また、選択科目の特質上、大学を卒業したばかりの人に有利な科目や社会人を経験した人が有利な科目、文系の方が受けやすい科目等バックグラウンドによっても受験生が大きく分かれます。そのため、受験生のバックグラウンドが異なる中で点数だけ見て科目間の難易度調整をすることも妥当かは疑問がある。このため、過度に試験科目を削らない方が多様な人材が確保できるのではないか。そして、様々な技術分野を扱う専門資格である以上、受験人数が少ない科目が出ること自体は許容されても良いのではないか。	弁理士試験の論文式筆記試験選択科目の選択問題について、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会（令和6年1月）及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会（令和7年3月）における検討に基づき、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を保つため、各科目の基礎的な分野への統合及び他の選択問題において技術的知識を測ることで代替できる選択問題の廃止を実施する必要があると判断されております。見直しの対象となった選択問題は基礎的な内容を中心に出題することで難易度を調整することを考えておりますため、資格取得を希望する者にとっても著しい負担なく受験することが可能であり、御指摘の点は当たらないと考えております。 　いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。